

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（予防給付型通所サービス）利用料金**

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業・予防給付型通所サービスの利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の額となります。

【基本部分：予防給付型通所サービス】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
事業対象者 要支援1	週1回程度 16,914円	1,692円	3,383円
要支援2相当 の事業対象者 、要支援2	週2回程度 34,681円	3,469円	6,937円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合	1,027円	103円	206円	
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練を行った場合	2,310円	231円	462円	
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	1,540円	154円	308円	
口腔機能向上加算	口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔掃除の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合	1,540円	154円	308円	
サービス提供体制 強化加算（I）イ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1	739円	74円	148円
		要支援2	1,478円	148円	296円

介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する。 ※（注1）	加算Ⅰは、1月の 利用料金（基本 部分＋各種加 算減算）×4% （加算Ⅱは×2.2 %） ※（注2）	左記額の1割	左記額の2割
介護職員 処遇改善加算Ⅱ				
介護職員 処遇改善加算Ⅲ				
介護職員 処遇改善加算Ⅳ				

（注1）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（注2）加算Ⅲは加算Ⅱの90%、加算Ⅳは加算Ⅱの80%となります。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）		減算額		
			基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	利用者が事業所と構造 上又は外形上、一体的 な建物に居住する場合	要支援1相当	-3,862円	-387円	-773円
		要支援2相当	-7,723円	-772円	-1,545円

（2）その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間当たり1,000円の延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき550円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、予防給付型通所サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	0円
利用予定日の当日	食事代実費（550円おやつ代込）

（注）食費代について、利用予定日当日の10時までの取り消しは料金をお支払頂く必要はありませんが、理由の如何を問わず午前10時以降の取り消しは550円をお支払頂きます。